

〔資料〕

法史——日本による シンガポールの占領

村 井 衡 平

筆者は1992年7月にシンガポール国立大学 (National University of Singapore) の法学部図書館を訪れる機会を得た。その際にコピーして持ち帰った資料の中の1冊, Roland Braddell: *The Law of STRAITS SETTLEMENTS. A COMMENTARY.* vol. I .1931. については、「シンガポール（海峡植民地）法史序説」として紹介した。今回は *THE MALAYAN LAW JOURNAL.* January. 1931. pp. xx-xxiv に掲載されている GOH KOK LEONG 氏の「*A LEGAL HISTORY OF THE JAPANESE OCCUPATION IN SINGAPORE*」と題する小論を「法史—日本によるシンガポールの占領」として、註を含めて全文を紹介する。なお, GOH KOK LEONG 氏は当時, 法学部4回生であり, 本稿は大学のロー・クラブより刊行される *The Law Times* (1980) に掲載された小論を改訂したものと説明されている。

日本がシンガポールを占領中に行った行政上・司法上の改革をはじめ, 法律の改正に伴う裁判例なども明らかにされていて, これまで余り知られなかったことだけに, 関心を引くに充分である。

この小論の中にも記されているが, 日本軍はシンガポール占領の直後に, 多数の中国人を虐殺した。その人数は5,000人とも1万5,000人ともいわれている。現在, エリザベス・パークに隣接する戦争記念公園には, 約70米の高さの慰靈碑が建てられ, その基礎をなす場所には

日本佔領時期死難人民記念碑 1942・1945

MEMORIAL TO THE CIVILIAN VICTIMS OF THE JAPANESE
OCCUPATION 1942-1945

TUGU PERINGATAN RAGI MANGSA AWAK PEMERENTAHAN
JEPUN 1942-1945

として、三種類の言葉（中国語・英語・マレー語）で三つの大きな碑が設けられている。

序 論

この小論は、日本がシンガポールを占領する間の司法上の事態に関するいくつかの疑問に答える目的で書かれたものである。シンガポールを日本が占領した時期は、1942年2月15日から1945年9月12日に及んでいた。大部分が朝鮮、満州および台湾の人々で編成される大日本帝国陸軍第25軍は、陸軍中将ヤマシタ・トモユキ⁽¹⁾の指揮のもとに、1942年2月15日にシンガポールの支配を手中に収めた。ダイ・トーア・センソー⁽²⁾（大東亜戦争）の目的として宣言されたところによれば、アジアを西洋の影響から解放し、占領者は、占領した土地から、残っているすべての従来の制度を一掃する仕事にとりかかる。この目的のために、彼等はシンガポールをショーナン（昭南—南の光）と改称したが、これは日本の南方領土の首都であることを示していた。⁽³⁾ 彼等は西暦を廃止したので、1942年は2602年となった。

時計の針は、東京の時間に合わせるために、1時間半進められた。スタンフォード・ラッフルズ卿の像は、取りはずして破壊するように命じられた。しかしながら、幸にも、新しく博物館の館長に任命されたトクガワ侯爵のおかげで、像はその代わりに彼の収納室に安全にかくされたうえ、破壊したと報告された。占領が終ったのち、この最も歴史的なシンガポールの記念物はきれいに洗われ、再びその台座の上に安置された。

スタンフォード・ロードさえもヤマシタ・ロードと改称するように命

法史——日本によるシンガポールの占領
じられたが、ヤマシタ中将はこのような処置に憤り深く反対した。⁽⁴⁾

既存の法律の運命

法律的な見地から、しかしながら、最初に尋ねなければならない質問は、占領前より存在した法律はどうなったのか、ということである。

この質問に対する答えは、当時のシンガポール知事シェントン・トマス卿の署名のもとで1942年2月16日に出されたコミイニュケの中に見出すことができる。それによれば（明示的ではなく、暗黙のうちに）、すべての既存の法律は、しかしながら、今後なされるにちがいない変更および追加に従いながら、尊重されるべきであり、しかも、明示または默示によるどのような矛盾または変更の場合でも、日刊新聞に見出される⁽⁵⁾宣言（Proclamation）・判決（Decrees）・命令（Rules）・規則（Regulation）・細則（By-Laws）または告示（Notification）が優先的効力をもつ。

かかるものとして、植民地の法律は、地域住民に引続いて適用されるべきである。ただし、占領者がそれを変更しないまましておくことに満足するときは、この限りでない。

日本の法体系に関していえば、これらは軍政命令（Military Administration Ordinances）、日本民法典、日本商法典および民事に関する日本の法律および命令によって管理されるものとした。

それゆえ、日本の立法政策は、イギリスのそれと真正面から矛盾するものであった。立法に際して、地域的な事情、要求および諸条件を全く考慮しないという意味において。⁽⁶⁾

立法的な変革による無秩序な制度から生じる混乱

しかしながら、誰これが立法的な変革を達成することができたのかについて、何ものべられていない。そして、この無秩序な制度に関して、シノザキ・マモル氏は彼の著書の中で次のようにいわなければならぬ。⁽⁷⁾

彼によれば、「ショーナンには多数のボスがいた。これらすべての頂上にいたのが南方軍司令部の最高司令官である。その次には第25軍司令部（第25軍がスマトラに去ったとき、第29軍がとて代わった）。さらに、軍政監部（M.A.D.）のもとにマレー（マラヤ）軍政部および市政府（特別市）があった。

何が重要な混乱を生じたかといえば、すべてのボス達が、一般的に命令系統を無視して、特別市に対して命令を発したり、または要請したからである。彼等すべてが一連の告示、諸法律および規則を発布した。

それ自体で、低位のボスが高位の権威をもつボスのそれと内容の矛盾する法としての効力をもつ規則を可決することができるという事態を生じた。しかしながら、この問題は、“大ボスがつねに小ボスに優先する”という自己決定のそれであった。それにもかかわらず、このような事態は、もし彼等がトラブルをきけようと思うならば、すべての日本の命令をきわめて厳格に守らなければならなかった地域住民に多くの混乱を生じさせた。

新らしい裁判所

次の問題は、既存の裁判所体系に何が起ったのか？

すべての裁判所は、占領を理由にして、その機能を停止した。しかしながら、2602年4月7日付の日本軍司令官の命令により、日本軍軍事裁判所が、これまでショーナン市最高裁判所として使用されていた建物の中に、日本軍の軍命令および法律を施行するために、設立された。この裁判所に審理のためにもち込まれた事件は、政治的または軍事的なものであった。その管轄権は、公の平和と秩序を維持することに関する軍命令に違反した市民を審理することまでに拡大した。

ショーナンにおける民事裁判所（軍事裁判所と区別して）の再開は、2602年5月27日の布告によって行われた。この布告はそれ以前、2602年5月25日付のショーナン・タイムズの公告によって行われた。これらの

法史——日本によるシンガポールの占領

裁判所は、刑事（Criminal）、地方（District）、警察（Police）および検屍官（Coroner's）裁判所を含んでいた。5月27日の布告により、これらの裁判所は、軍政に干渉しない限りにおいて、以前の法律に従うべき旨が定められた。

ショーナン高等法院として知られるショーナン最高裁判所（Supreme Court）は、2602年5月29日に仕事を開始した。

控訴裁判所（Court of Appeal）もまた創設されたが、この裁判所は全く開廷されなかった。

裁判所および法曹

民事裁判所の再開に伴い、新しい判事および治安判事（Magistrate）が任命された。ショーナン民事地方法院とよばれる民事地方裁判所（Civil District Court）の長はミタ氏（日本人）であり、その下に K. L. Tan 氏^(7a)がいた。M. V. Pillat 氏（仕事を大部分を行った）は、刑事地方裁判所判事および首席治安判事に任命された。一方、K. M. Byne⁽⁸⁾氏および I. C. Goh 氏は、治安判事に任命された。これらの人々は、ヤベ氏とよばれる日本人の管理のもとにおかれた。彼は警察裁判所の長であり、その後、Ahmad Ibrahim 氏および R. C. Hoffman 氏が治安判事に任命された。ショーナン高等法院の首席判事はオーノ氏（別の日本人）であり、Raja Musa bin Raja Haji Bot 氏⁽¹⁰⁾は高等法院の判事とされた。Tan Thoon Lip 氏およびその後に C. F. J. Ess 氏が登録官（Registrar）となった。

A. J. Braga 氏は公訴官代理（Deputy Public Prosecutor）というやらやましくない地位を与えられた。

しかしながら、公訴官代理を含めて、裁判所に限って任命されたすべての人々は、いずれにしても、日本への協力者として記述されるべきではない。なぜならば、ある著者は次のように述べている。「日本の行政に参加するようにとの申出は、自分自身の安全のために承諾されるべき

である」。また、他の人は、「うぬぼれたキャンペーンに協力しないことは、サボタージュとみなされた」とのべている。⁽¹²⁾

法曹に関していえば、2602年5月25日付のショーナン・タイムズの公告により、弁護士および事務弁護士は、500ドルの許可料を支払うことによって法律事務を処理することが許された。

刑事裁判の手続

裁判所の組織が設立され、法曹が法律事務を処理することが許されるに伴い、裁判を遂行するための手続に関することが次の問題となる。

これに関して、既存の手続への3つの重要な変更が注目される。2602年6月28日付の大日本陸軍第25軍の総司令官ヤマシタ中将の宣言および命令により、次のように定められた。

(a) ショーナン高等法院で行われる裁判のため、裁判所は、刑事手続法典によって規定される予審（Preliminary inquiry）の必要性を放棄する権限を与えられる。

(b) 証拠に関していえば、軍事裁判所のすべての記録は、証拠として承認される。⁽¹³⁾

同じ宣言は、また、ショーナンの裁判所は、軍事裁判所によってそこに送られた刑事事件を、犯罪がどこで行われたかに関係なく、審理する権限を与えられる。⁽¹⁴⁾

(c) 人身保護令状（habeas corpus）の発行は、廃止される。⁽¹⁵⁾

強制執行：警察力および憲兵隊

警察力に関して、2602年の特別市告示第116号により、補助的な警察力が組織されることが定められた。これは憲兵隊として知られる恐ろしい日本軍警察とははっきり区別されなければならない。スタンフォード・ロードのY.M.C.A.に司令部のある憲兵隊の隊長は、オーイシ大佐であった。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾

法史——日本によるシンガポールの占領

憲兵隊は陸軍大臣によって管理され、そのメンバーは尋問の方法について特別な訓練をうけていた。そして、民間人および軍人も同様に、彼等を逮捕し、また情報を聞き出す権限をもっていた。

“新しい”法律およびそれらに基づくいくつかの判決

ここで、占領中に制定された“新しい”法律および“新しい”法律のもとで決定されたいいくつかの事件について触れておこう。このためには、「善良な市民のためのガイド」(Good Citizen's Guide)⁽¹⁸⁾が参考されたが、これは2602年2月から2603年3月までの間に、軍政管区（軍政部）、ショーナン特別市（自治体）およびジョホール行政部によって発せられた宣言、命令、規則および条例についてのハンド・ブックであった。

この出版物の序文に次のように述べている。「このような宣言、命令、告示および同種のものの要約は、人々が彼等自身、善良で法律を守る市民となるのを助ける目的で刊行される」。事件は、なにか判例集の中ではなく、日刊新聞に報導されるのを発見することができる。⁽¹⁹⁾

第25軍によって制定された最初の命令の1つは、おどろくべきものであった。それによれば、「ショーナントウ（シンガポール）に住む18才から50才までのすべての男性は、2602年2月21日正午に5箇所の地点に集合せよ」。彼等はそれに従わなければ、厳格な罰を科せられると警告された。5箇所の地位というのは、Jalan Besar Stadium, Arab street, River Valley Road, Tanjong Pagar Police Station および Paya Lebar Road であった。

この命令は、彼等の軍隊がスマトラに移動する前に日本軍によって計画された「クリーン・アップ作戦」(Operation clean-up) の重要な部分をなしていた。その目的は、軍隊が移動する前にすべての反目的な要因—抗日中国会 (China Relief Fund) およびすべての他の反日組織⁽²⁰⁾（とくに秘密団体）のすべてのメンバーを一掃すべきだというにある。

戦後、日本戦争犯罪人の裁判において、6,000人の中国人がクリーン

・アップ作戦で殺されたことが認められた。彼等の大多数は、Changi Beach, Siglap および Pulau Blakang Mati に連れていかれ、満潮時に機関銃で射たれたので、その後の引き潮が死体を外海へと運んでいった。⁽²³⁾

2602年2月27日の命令により、一般に「バナナまたはココナッツ」とよばれる日本のドル軍票（Dollar Note）が日本政府によって発行され、唯一の通貨となった。しかしながら、海峡通貨（Straits currency notes）は、しばらくの間、軍票と等価で流通することが許された。上記以外の通貨を使用したり、うけ取る人はだれでも、軍法による高額の罰金を支払う責任を負わされた。⁽²⁴⁾

この“新しい”法律のもとで、Toh Kee Seng という人は、中国通貨を所持していたことを理由に、ショーナン刑事地方法院（刑事地方裁判所）において、3,000 ドルの罰金または1年間の厳格な拘禁に処せられた。この事件は、2603年7月1日付のショーナン・シンブンに報導された。

2602年2月23日付の他の命令により、物価は戦争勃発前のレベルを維持すべきことが命じられた。すべての商店は、定価表を展示し、“最も見やすい方法で”定価を表示すべきである。上記に違反したり、または“巧妙な方法で”取引すれば犯罪とされ、軍法による高額な罰金を支払う責任を負わされた。

この新しい法律のおかげで、裁判所は多忙をきわめ、審理のため裁判所に送られた最初の事件は、2602年7月24日、金曜日のショーナン・タイムズに報導された。それによれば、Pillai 氏は、公認された価格が5セントのとき、1杯のコーヒーに7セントを請求するミドル・ロードのコーヒー・ショップ店主に75ドルの罰金を科した。罰金を支払わないと、彼は1カ月の厳格な拘禁に処せられた。刑事裁判所判事に気に入らなかった抗弁は、使用されたコップが大き目のもので、しかもコーヒーにミルクがついていたというのである。

法史——日本によるシンガポールの占領

他の不当な代金請求（Overcharging）および不当利得の報導が2602年7月30日付のショーナン・シンブンに見られた。今回、Pillai 氏は、ビーチ・ロードにあるレストランのインド人所有者が45セントのチキン・スープを1ドル、また35セントのチキン肉片を80セントで売って有罪と認定した。

2602年12月7日に報導された他の事件において、Tan Seng という人（魚屋）は、鰆（サワラ）という魚（ikan）の1カライ（kati）を、1ドル10セントのところを3ドルで売って有罪とされた。有罪の非難に対する抗弁として、Tan Seng は訴訟の中で、彼は前回には35ドルの罰金に処せられたとのべたが、Pillai 氏は次のように答えた。「あなたの前回の罰金35ドルに100ドルを追加しよう。そして、それであなたが止めるかどうかだね」。

同じ報導の中で、Kok Kim Keng という人が統制価格の2倍以上の16ドルで革靴1組を売り、100ドルの罰金または6週間の拘禁に処せられた。Kim Keng はさらに、200組ばかりの靴に値段表をはらなかつたことを理由に、50ドルの罰金を支払った。

品不足につけ込む不当利得（Profiteering）の犯罪が少しも減少しないため、裁判所はがまんするどころか、2602年12月22日付のショーナン・シンブンに報じられたところによれば、Hardit Singh という人は黒砂糖を統制価格を2.5セント越えて売ったため、3,000ドルの罰金に処せられた。

公衆にそのことをさらに良く知らせるために、裁判所は今や、かかる犯罪にさらに重大な関心を示した。2602年12月25日、金曜日に報じられた Abdul Majeed という人に対する事件において、Pillai 氏は被告に次のように話している。「私は、食料に関する事件で罰金を選ばず、人々を刑務所に送るように求められている。現在、私はこのような指示に従うつもりである。人々がそのことを早く自覚してくれるならば、結構なことである」。また、2602年12月31日に報じられた他の不当利得の事

件において、Pillai 氏は、「私は笞刑（Whipping）を命じたい位である」とのべている。

不当な代金請求（Overcharge）に対して刑罰が重くなるに従い、商人たちは注意を払い、高額な値段を請求しても罰をうけることのない方法を発見した。彼等は、品物を常客（regular ones—当局に訴えたりすることなく、高い値段をよろこんで払う人々）以外の相手に売ることを拒否することにより、隠匿はじめた。

これを理由に Tan Chua Kiang という人は、150 ドルの罰金または 2 カ月の拘禁に処せられた。

2603年 1 月頃、不当な代金請求事件が異常に増加したことが観測された。しかしながら、2 月頃には回復し、2603年 2 月 1 日、月曜日に報じられた Chew Teng Bee という人に対する事件において、Pillai 氏は同人を 2 週間の厳格な拘禁および 200 ドルの罰金に処した。罰金および拘禁は、この事件では選択的ではなかった。なぜならば、Chew は裁判所で偽りの証言をしたと主張されたからである。

裁判所はときとして、不当な代金請求者に厳格に臨み、2603年 2 月 10 日に Tan Yong Cheng という人は、米を 6 袋隠匿したことにより、3,500 ドルの罰金または 15 カ月の厳格な拘禁に処せられた。

2603年 3 月 24 日に最初の不正当金請求事件が高等法院に係属したとき、さけられないことが起った。被告人は Gian Singh 会社の社員で Hera Singh という人であった。公訴官代理の Braga 氏は、最高額の罰金 2 万ドルおよび拘禁を求めた。被告人の弁護人は減刑の抗弁の中で被告人の会社は戦前、日本からの織物の最大の輸入者の 1 つであったとのべた。判決は保留された。

その後、2 番目の事件が高等法院に係属した。これは Isaac Morris という人に対する事件であった。判決はまた保留された。

2603年 3 月 29 日に Pillai 氏（彼は今や高等法院に昇進したが、いぜんとして刑事地方裁判所に彼の席を保持していた）は、Hera Singh お

法史——日本によるシンガポールの占領

より Isaac Morris の両事件について、合計81,000ドルの罰金に加えて拘禁を言渡した。

それ以降、2603年6月までに、不当代金請求事件に関する報導はまれにしか発見できなくなった。⁽²⁵⁾

他に興味のある“新らしい”法律が軍政監部（M.A.D.）から2603年3月1日に告示第7号として制定された。この法律によれば、家屋は清潔に保たなければならず、さもなければ、所有者は軍刑（Military Punishment）に処せられる。刑罰の正確な形式は表示されておらず、筆者は新聞紙上に報じられた事件を発見できなかった。

立派な新しい法律の1つは、軍政監部告示第19号であった。これは、「金貸しの規制」について規定していた。「なにびとも、許可なく金銭を貸し付けてはならず、また利息の最高率は、担保のある貸金は10%，担保のない貸金は15%とする」。このように許可されたより高利率の貸金は、回収できないものとされた。

ここでもまた、筆者は報導された違反の事例を発見できなかった。

他の新らしい法律は、外国の放送を聞くことの禁止であった。これについても、報じられた事件を発見できなかつたが、シノザキ氏は彼の著書の中で、これは“非常に重要な規制”であり、“厳格に強制された”とのべている。外国放送を盗み聞きする人はだれでも、憲兵隊によって逮捕された。数人が軍事裁判ののち、打ち首にされた。

新しい制度のもとで民事裁判所において最初に言渡された死刑判決は、2603年4月1日付のショーナン・シンブンに報導された。高等法院において、Toh Whye Tan という人は、Raja Musa 判事により2603年の「平和と秩序を維持する法律」(The Mainteance of Peace and Order Law) のもとで審理され、彼の妻の親族を殺害したことで有罪と認定された。

調停者としての判事

これらの日本の法律および刑罰は、いかなる基礎に照らしても極端に野蛮であり、性急なものであることは明白であろう。とはいっても、いくつかの事件において、地方判事はただ、日本の法律のかかる性急な効果をさけることのみを心がけていたとの批評をまぬがれることはできない。

1つの例として、S.K.Das の著書、「マラヤにおける日本の占領と遡及的立法」(Japanese Occupation and Ex-post legislation) の90頁には、報導されていない Pratap Singh v. Baktawar Singh 事件のみがみられる。そこで Pillai 氏は、金貸しによる帳簿づけに関する既存の法律に関して、なにか“古い”法律が確実に廃止されていないとき、裁判所は、占領以前に存在した“古い”法律を執行するよう命じられ、そうする義務を負わされている。

かくして、同じ問題を決定する新旧両法律が見出される適切な事件において、確実な廃止（新しい法律による古い法律）という必要条件は、判事たちに、日本の法律と刑罰の効果を押えるように、2602年2月16日⁽³⁰⁾のコミュニイケおよび2602年5月27日の宣言の言葉をうまくさけるという方法を用意した。そこで、少數かも知れないが、かかる事件において、犯罪者はたとえ有罪と認定されても、実際にはきわめて感謝すべきものであった。

結 論：日本の降伏

1945年8月9日に長崎に2発目の原子爆弾が投下されたことにより、日本の日の出はもはや生じることなく、1週間後、1945年8月16日、日本の天皇はすべての軍隊に停戦を命令した。⁽³²⁾

1945年9月12日、マウントバッテン将軍は、正式に南アジアにおけるすべての日本軍の降伏を受諾し、これにより、シンガポールの歴史に最も忘れがたい時期が終りを告げることになった。

法史——日本によるシンガポールの占領

- (1) フィリッピンにおける残虐行為を理由に、アメリカによる裁判をうけ、1946年2月に絞首刑に処せられた。
- (2) ヤマシタ中将によれば、神の子孫である日本人と猿の子孫であるヨーロッパ人の間の戦争であり、必然的な結果として、神が猿に勝たなければならぬ。Turnbull: A History of Singapore 1819-1975. 201頁。
- (3) 前掲、Turnbull. 191頁-192頁参照。
- (4) 篠崎謙，“昭南一私訪”。
- (5) Tables of written Laws of Singapore. vol.1. Bartholomew 教授による序論（1頁）。併せて2602年5月27日付の宣言および S.K.Das : “日本の占領と遡及的立法” (Japanese occupation and Ex-Post facto Legislation)。22頁参照。
- (6) One cheng Neo v. Yeap cheah Neo-P.C. (1872) I Ky.326. 334頁参照。裁判所は次のように判決した：イギリス法は土地の事情に適用することが可能であり、しかも適用に当つてこれらの諸原則によって修正される限りにおいて、支配的な法として扱わなければならない。そして、また Choah Choon Neoh v. Spottiswoode (1869) I Ky.216. 221頁参照。そこでは B.Maxwell 判事が次のように判決している。この植民地において、それがここに輸入されたときに存在し、(単に地域的ではなく)一般的な政策をもち、地域の住民の条件および要求に適合された多くのイギリス法は、この地の法である。
- (7) [1978] 2 M.J.J. Ixviii 参照。
- (8) 2603年2月22日に高等法院判事に昇任。—2603年2月 月曜日 ショーナン・シンブン参照。
- (9) 現在70才であり、シンガポールのインド高等弁務官の任期を努めたのち、プリンセプ・ストリートの彼の商会で私的な営業をしている。彼はシンガポールにおいて最初の労働大臣となった。[1959] M.L.J. xxxix. 参照。
- (10) 連合マレー州 (Federated Malay States) 1938-1939の判事であり、その後、ラッフルズ・カレッジでマラヤ行政サービス見習生に対して法律を講義した。彼は2603年(1946年)12月23日に死亡した。[1946] M.L.J. iv. ショーナンで彼が言渡したいくつかの判決は M.C. の付録。1-4. 297頁-334頁に報じられている。
- (11) Tan Thoon Lip. 憲兵隊の思いやり (Kempetai Kindness) 参照。日本の警察(憲兵隊)によって捕えられ、61日間、公務員汚職の疑いで拷問をうけた法曹による個人的な話。Tan Thoocn Lip 氏は1959年に死亡した。[1959] M.L.J. xxii 参照。
- (12) Turnbull. 前掲204頁。

- (13) このことは、Hollington v. Hewthorn [1943] K.B. 587頁で確立され、証拠法 (the Evidence Act) の第4条で法律上に具体化されたイギリスの証拠法則に違反した。
- (14) これはマラヤ (マレー), スマトラおよびジャワを含んでいた。
- (15) Turnbull. 前掲208頁。
- (16) Turnbull. 前掲193頁。
- (17) 彼は戦後、戦争犯罪人として審理され、有罪と認定され、チャンギー刑務所で絞首刑に処せられた。
- (18) Bartholomew: Tables of written Laws of Singapore. 75頁—92頁も参照。
- (19) Turnbull. 前掲。192頁参照。The Sin chew Jit Poh は the Syonan Jit Poh として再刊され、Straits Times は Syonan Times となり、また、その後 Syonan shinbun と改名した。
- (20) Turnbull. 前掲193頁参照。
- (21) 反日分子は海南島人 (Hainanese) を含んでいた。なぜならば、彼等は一般に共産主義と連繋していたからである。秘密結社のメンバーのしるしてある入れずみをし、立派な服装をし、彼等の名前を英語で署名し、また、以前はヨーロッパの家庭の家事労働者であった。
- (22) 非公式の算定によれば25,000人に達する。
- (23) 篠塚護。前掲。Turnbull. 前掲194頁も参照。
- (24) M.A.D. の2602年の告示第60号—および Turnbull. 前掲203頁も参照。
- (25) 2603年。ショーナン・シンブン 8月12日に報じられた Bachita Sigh に対する事件参照。—2年間の厳格な拘禁プラス2,500ドルの罰金または罰金の支払いの代わりに6カ月の厳格な拘禁。また、2603年11月5日。金曜日ショーナン・シンブンによれば、不当利得者は有罪とされ、50ドルの罰金に処せられた。購入者は扇動を理由に100ドルの罰金に処せられた。
- (26) Good citizen's Gude.
- (27) 2603年の特別市告示第114号参照。
- (28) 篠塚護。前掲および Turnbull. 前掲192頁参照。
- (29) 性急さは、交通規制の違反を理由に勧告された刑罰の例によって最も良く説明される。違反者は交通警察官の足もとにひざまづき、手錠をかけられ、太陽を見るように強制された。2603年の特別市告示第91号および第142号参照。安全第1週間 (交通規制) および2603年の告示第206号および2604年の告示第32号参照。日本の野蛮不正な刑罰の苦しい説明として、Tan Thochn Lip の著書。前掲参照。
- (30) Bartholomew. 前掲。序文1頁参照。

法史——日本によるシンガポールの占領

(31) 最初の原子爆弾は1945年8月6日に広島に投下された。